

記載日	3月 10日		
氏名又は名称	(社) 信託協会	所属	
住所	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-2 日本ビル6F		
連絡先(電話番号)	03-3241-7139		
<p>〔御意見の内容及び理由〕(※問の番号を特定して御記載ください。)</p> <p>①(問1・問2)</p> <p>(問1)に、大量保有報告書等の提出事由がない場合の任意提出は不可とされていますが、例えば(問2)の②のケースのように、発行会社の増資により株券等割合が1%以上減少し、かつ保有株券等の総数に変更がない場合に、1%以上の増減の発生を投資家に対し積極的に情報開示するという観点から、任意提出をすることは認められないのでしょうか。</p> <p>②(問3)</p> <p>株式を一定期間譲渡しない合意について、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載する必要があるのは、第三者割当増資によって割当てられたケースに限られるのでしょうか。</p> <p>③(問5)</p> <p>「借入金を返済した場合でも「取得資金の内訳」欄を変更する必要がなく、また変更することは出来ないと考えられます」とのコメントがありますが、例えば「前回報告書で記載した借入金〇〇円は返済済です」等を注記して、以後、借入金の記載を消す事は問題でしょうか。</p> <p>【理由】</p> <p>大量保有報告書は、報告義務発生日の保有株数・比率・担保契約等重要な契約等を記載している中で、取得資金欄のみが、取得時の状況のみを記載する事になっております。</p> <p>不動産登記簿や、戸籍抄本のように、履歴の一覧であればともかく、取得時の状況のみを永遠に記載し続ける事は、かえって投資家の誤解を招き、また必要な開示情報ではないと思われれます。</p> <p>例えば、50年前に当時の株価で取得した株式について、50年前当時の取得価格・借入金の内訳情報が、大量保有報告という開示趣旨に照らし必要な情報であるかは疑問ですし、報告書を見た投資家は、今日においても当該借入金が存在していると誤解される報告形式(履歴及び現状の記載がない)になっていると思われれます。</p> <p>また、例えば50年前に取得した株式について、最近追加購入をした為に、</p>			

新規で大量保有報告を提出する事象が発生した場合、50年前の取得資金や借入有無について正確な情報を保持しているとは考えられず、この項目は何らかの改善が必要と思われます。本項目は、個人・法人を問わず、全ての人が、自身が保有している株式の取得時の情報を（将来大量保有報告に記載する可能性がある為に）永遠に保持出来ている事が前提であり、現実的では無いと思われます。

④（問7）

「無議決権株式に係る株券等が含まれていることを欄外に注記する必要がある」とありますが、具体的には欄外のどの部分に記載すればよろしいでしょうか。また、注記は、例えば①無議決権株式の種類名、②含まれている株数、を記載すれば十分でしょうか。

⑤（問9）

「担保契約等重要な契約」欄に株券等の貸借について記載している場合において、記載された返還期日に株券等の返還があったに過ぎない場合（株券等保有割合に変化がない場合）は、株券等の返還があったこと自体を理由として変更報告書を提出する必要はないと考えられます。」とのコメントがありますが、これは、変更報告書を提出しても良いと理解して宜しいでしょうか。（「提出することは出来ない」との記載もありません）

【理由】

貸借が1件しかなければ、貸借開始時に期日を記載しておけば、返還時に変更報告書を提出する必要が無いとの対応は理解できますが、貸借が複数先かつ多数である場合、日々の貸借比率を計算し、前回報告書基準日の貸借比率と比較して1%以上の増減をチェックしております。斯かる状況下で、「期日を記載した貸借」と「期日を記載しない貸借」にて返還時の比率計算が異なる管理を行う事は実務上不可能であり、また仮に管理が出来たとしても、変更報告書を提出した際、前回報告書と比較して、「担保契約等重要な契約の変更」が如何なる理由で生じたかが、投資家には理解できないと思われ、従来通り期日記載の有無に係らず、貸借比率が1%以上増減した事をもって、変更報告書を提出したいと考えております。